平成２７年（フ）第１４９号
山口県下関市豊浦町大字川棚8236番地１
債務者　木村いづみ
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
愛媛県松山市千舟町４丁目４番地１　グランディア千舟703号
債務者　石村まり子
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
宮崎県都城市吉尾町2011番地１　Ｄ棟
債務者　笹岡健一郎
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４５０号
広島県三原市長谷３丁目２番10号
債務者　青木　奈美
１　決定年月日時　平成28年１月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市平松7659番地　パームビーチ重富202号
債務者　新留由美子
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
神戸市西区小山２丁目２番３号
債務者　河合　清彦
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４号
神戸市西区春日台８丁目８番地の20
債務者　櫻本　忠士
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
松江市法吉町238番地　第２淞北台団地５－521
債務者　淺生　光男
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８７号
富山市寺町892番地１　ビルトマンション五福506号
債務者　松岡　尚孝
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８６号
福井県鯖江市三六町１－２－６　医療法人寿人堂　みどりケ丘病院内、住民票上の住所福井県鯖江市柳町１丁目１番10号　片山清巳方
債務者　片山　鉄雄
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
山梨県富士吉田市上吉田946番地の３
債務者　小俣　　進
１　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
山梨県上野原市上野原1985番地12　シティハイムアザレア　202号
債務者　小野　貴司
１　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
山口県岩国市玖珂町1591番地２　グレイスＥＡＳＴ・ＷＥＳＴ　Ｅ203
債務者　宮城　利光
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第９８６号
神戸市兵庫区下沢通１丁目１番17―706号
債務者　日高美佐子（旧姓平川）
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０８号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ボヌール秦野Ⅱ　201号
債務者　杉山美智子
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５７１号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番５―104号
債務者　堀井　勇次
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２４号
神奈川県秦野市堀山下718番地　ベルコーポ101号
債務者　齊藤　　清
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部